

除去食実施希望の保護者 様

社会福祉法人岳瑛
銀の鈴こども園
鈴らん保育園

保育所・こども園におけるアレルギー対応について
(お願い)

アレルギー疾患により、保育生活上、特別な注意が必要な場合は、次の内容に関して、保護者の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

1. 保育所で除去食を実施する場合

- (1) お子さんが、医師により食物アレルギーと診断され、定期的を受診している。
- (2) 医師の指示に基づいて、お子さんがご家庭において除去食を実施している。
- (3) 医師の指示により、お子さんがチャレンジ中であっても除去食の対応とする。

2. 食物アレルギー指示書の提出について

- (1) 給食での食物除去やアナフィラキシー対応など、特別な注意が必要となる場合は、お子さんの医師の診断と指導に基づく食物アレルギー指示書【様式1】（以下「指示書」と言う。）を、提出してください。

なお、指示書作成に係る必要な経費については、保護者負担でお願いいたします。

- (2) 指示書に基づかない保育や食物除去は、お受けできません。

3. アレルギー除去食について

- (1) 指示書をいただいた後の指示については、アレルギー実施計画書【様式2】で確認します。お子さんが受診される時は、指示書を持参し、指示の変更などがあれば医師に記入してもらってください。除去食を継続する間は、少なくとも一年に1回は医師の指示を確認してください。
- (2) 受診後は、指示書を保育園に提出し、結果や指示の内容をお伝えください。

4. 緊急時に備えた薬について

- (1) 本園でお預かりする薬は、アレルギー疾患を診察している主治医が処方したものに限りです。
- (2) 薬をお預かりする場合は、処方日、有効期限等について確認させていただきます。
- (3) 薬は、1回分の量をお預けください。
- (4) 薬の容器や袋には、お子さんの名前を書いてください。
- (5) エピペンをお預かりする場合は、状況確認のための話し合いをさせていただきます。

5. 給食対応について

- (1) 給食での除去は、「完全除去」か「完全解除」のどちらかで対応します。ただし、調味料や注意喚起表示の加工食品の除去については、摂取不可の場合のみ除去対応します。
- (2) 一般の給食材料での範囲内とし、「除去食」での対応となります。
- (3) アレルギー用の献立は、個別献立ではなくその日の統一献立に応じたものになります。誤食を防ぐ観点から、お子さんが違いを認識できるように見た目に違う献立になります。
(例：カレー・シチュー・ハヤシライスの除去食 → 特定7品目の不使用) 代替材料として (例：「マヨネーズ」 → その他の調味料 (塩、しょうゆ、酢等)、牛乳 → 指定する アレルギー用粉ミルク (ミルクフィー・ニューMA-1)、「プリン」「ヨーグルト」 → 「ゼリー」など) にて、一部、提供させていただく場合もあります。なお、除去の状況により、ご家庭からの代替食材の持参をお願いすることもあります。
- (4) 調理作業・配膳スペースに限りがあり、また、調理器具・食器の洗浄や保管を個別に行うことができないため、微量なアレルゲンでも発症する場合 (注意喚起表示のあるものも食べられない場合) は給食対応ができません。お弁当の持参をお願いします。
- (5) 除去することにより栄養価が不足する場合は、家庭の食事で補うよう配慮をお願いします。
- (6) お子さんの健康状態を毎日把握し、状況に応じて保育所に報告してください。体調不良の時には、アレルギー症状を引き起こしやすいので注意が必要です。
- (7) 解除する場合は、医師の指示に基づき家庭で2～3回以上試した上で申請願います。除去食の一部が解除となる場合及び全ての除去が解除となる場合は、「除去解除申請書」【様式3】で申請願います。
※主治医より、部分解除の指示があっても、完全解除の指示がなければ、保育園では解除にはなりません。
- (8) お子さんの食事を安全に提供していくためにも、食事のときに他の園児と席を分離するなどの配慮をさせていただくことがありますのでご了承ください。

6. お弁当を持参される場合は、次の点に注意してください

- (1) 新鮮な食材を使い、当日によく火を通し、さましてから容器に入れてください。

7. その他 (情報管理について)

保育園における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、指示書及び緊急時個別対応票【様式4】の内容等、お預かりした情報は職員全員で共有させていただきます。ご了承ください。

以上、よろしくお願いたします。